

令和2年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和2年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 12月 1日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	散会	令和2年 12月 1日 午前10時43分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	9番	安田勝司	10番	簗根正一
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	旭林修範	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第4回定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年12月1日(火) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第94号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について</p> <p>議案第95号 美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第96号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第97号 美郷町カヌーの里条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第98号 美郷町分収造林条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第99号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第12号)</p>

議案第100号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第101号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第102号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第103号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

議案第104号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

【一般事件案】

議案第105号 財産の取得について

議案第106号 財産の取得について

(開会 午前 9時30分)

●佐竹議長

おはようございます全議員出席であります。

ただ今から令和2年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により9番・安田議員、10番・旗根議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日から10日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から10日までの10日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。ご許可をいただきましたので、3点、ご報告を申し上げます。1点目は、中原芳煙展についてです。「ふるさとを愛した日本画家中原芳煙展」を11月27日から29日まで開催いたしました。開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を取って行っております。期間は3日間という短いものでしたが、計592人もの多くの方が来場され、うち町外・県外から269人の来場もありました。本画、デッサン、道具類など140点を展示し、美術館での展覧会に劣らない充実した規格であり、特に本画22点のうち5点は開催直前に県内で発見された作品で、新聞報道されたこともあって、芳煙ファンの注目を集めていました。展覧会を開催する度に、新たな芳煙作品が発見されており、今後も芳煙の認知度を上げることで、郷土の誇りである画家の貴重な作品の掘り起こしと保存につながっていくことと期待をしています。また、この展覧会がストレスの溜まるコロナ禍にあって、町民が文化芸術に親しみ、心豊かに過ごしていただくよい機会になったのではないかと考えています。2点目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の状況についてです。9月の全員協議会でご説明しましたこの計画は、新型コロナ対策の足下の課題への対応だけでなく、ポストコロナ時代に向け布石を打つ事業や、国の示す「地域未来構想20」を踏まえた事業を盛り込んで申請し、取り組んでいます。配信しま

した資料には、予算執行以外の点も含めた所管課での進捗状況も記載しています。11月20日時点で予算執行していない事業も、関係機関への申請、協議や発注準備など順次進めているところです。内容につきましては、タブレットの配信資料をご覧ください。3点目の工事発注状況につきましては、9月から11月までの工事状況をタブレットに配信していますので、ご覧いただければと思います。以上で行政報告を終わります。

●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております陳情は、お手元に配布してあります陳情文書表のとおりであります。会議規則第95条の規定により、陳情文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第5、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案5件、予算案6件、一般事件案2件の計13件であります。

議案第94号から議案第106号までの13議案を一括上程いたします。

初めに、議案第94号から議案第98号までの条例案5件について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第94号、美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、町村の選挙における立候補しやすい環境の整備のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することに合わせ、町村議会議員の選挙においても、ビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度を導入するとして公職選挙法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、制定するものでございます。今回新たに選挙公営の対象となりますのは、1点目に選挙運動用自動車の使用、2点目に選挙運動用ビラの作成、3点目が選挙運動用ポスターの作成でございます。2ページをお開きください。第1条で、公職選挙法の規定に合わせ選挙公営に関する必要事項を定めるものとするこの条例の趣旨を規定しています。続きまして、第2条から第5条では選挙運動用自動車の使用につきまして規定をしております。3ページ第4条にありますように、選挙運動用自動車につきましては、2種類の使用方法がございます。第1号の規定は、一般運送契約方式であります。これは、いわゆるタクシー等の貸し切り方式で、自動車、燃料代、運転手の雇用を一括で契約する方法です。この場合の上限金額は、1日1台に限り6万4500円となります。これに対し、第2号は、個別契約方式を規定しております。こちらの場合は、それぞれの契約を個別に行います。カタカナのAで、自動車の借り入れ上限額を1日1台に限り1万5800円。イで、燃料代は1

日当たり7560円。ウで、運転手の雇用の上限額を1日一人に限り1万2500円としています。続きまして4ページ、第6条から第8条では、選挙運動用ビラの作成について規定しています。ビラの作成の上限単価は7円51銭であります。枚数の上限には違いがございます。町長選挙につきましては、上限が5000枚、町議会議員選挙につきましては上限が1600枚となります。なお、ビラの頒布につきましては、別途、選挙管理委員会が交付する証紙の貼付が必要となります。続きまして、5ページ、第9条から第11条で、選挙運動用ポスターの作成について規定をしています。ポスターの作成枚数の上限は、選挙区内のポスター掲示場の数となっており、美郷町の場合は103カ所を予定しています。また、作成単価の上限は、印刷単価525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に基礎額の15万5250円を加え、これをポスター掲示場の数で除したものとなり、計算しますと1枚当たり2033円が上限単価となります。公費負担の計算としましては、上限枚数及び上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較し、いずれも低い方を掛け合わせたものが上限額となります。上限の算出に係る単価につきましては、今回の公職選挙法の改正理由の1つである立候補しやすい環境の整備として改正されたものであることから、その趣旨を尊重し、ポスターの作成以外は公職選挙法施行令に示された金額と同額としています。なお、選挙公営に係る経費は、特別交付税等の対象ではなく、町単独の費用となります。ポスターの作成につきましては、公職選挙法施行令によると、衆議院議員及び参議院議員の選挙の場合、いわゆるポスター作成に係る基礎額の部分は31万500円となっておりますが、ポスターを掲示上に掲載する期間は、衆議院選挙の場合は12日間、参議院選挙の場合は17日間となっておりますことに対し、町における選挙におきましては5日間となります。掲示場への掲載期間が衆議院選挙の約半数の期間であるということから、紙の厚みなどの耐久性、光に対する色あせなどの耐光性の部分に係る特殊加工費用等の差を鑑み、施行令の基礎額部分31万500円の2分の1にあたる15万5250円と設定しております。この金額につきましては、11月13日開催の選挙管理委員会の方でも、承認をいただいております。なお、無投票となった場合は、選挙運動用自動車の使用は告示日のみ、ポスター及びビラにつきましてはすべて公営の対象となります。6ページ、本条例の附則でございます。この条例の施行は改正法の施行に合わせ、令和2年12月12日からとしております。以上で、議案第94号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第95号について、ご説明いたします。この改正は、主にワイナリーリゾートタウン構想に基づき、町有施設の一体運営の協議を現在行っております。この協議に基づき、必要となる改正を行うものでございます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第3条では、施設の内容の規定をしております。その中で用途が変更となる美郷町高齢者センターを指定管理の施設から除外するものでございます。第6条は、長期的な運

営による効率化を図るため、以前の3年以内から5年以内に変更するものでございます。第7条は、指定の申請に基づきまして規定の整理を行うものでございます。第13条は、原則として休館日を設けない改正となります。2ページをお願いいたします。第20条は、利用料金の減免措置の規定となります。現在は、個別の事項について規定しておりましたが、その個別事項も含み、減免を行う改正となります。議案の方にお戻りいただき、2ページの下段の附則をお願いいたします。これらの附則では、規定の施行日等を定めております。第3条の高齢者センターの除外は議決後の公布の日から施行でございます。その他の改正につきましては、令和3年4月1日からの施行となります。以上で議案第95号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第96号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。今回の改正は、個人所得課税の見直しを踏まえ、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得の基準を改正するものでございます。具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきたいと思っております。新旧対照表をお開きください。1ページ、第23条、国民健康保険税の減額でございます。第1項第1号から第3号で、それぞれ基礎控除額を33万円から43万円へ引き上げ、さらに当該世帯内に給与所得者等が2人以上いる場合に、該当者の数から1を減じた数に10万円を乗じたものを加算するというものでございます。こちらの改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、代わりに基礎控除の控除額を10万円引き上げるという改正に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするための措置であります。続きまして2ページ、附則第6、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。こちらでは、先ほどの23条第1項第1号で年齢65歳以上のものの公的年金等に係る所得金額の上限基準を110万円と規定しているため、軽減判定の際には、公的年金調整控除分15万円を加算した125万円とするための規定でございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改め文をお願いいたします。3ページをお開きください。この改正条例の附則でございます。本条例の施行期日は、令和3年1月1日とし、令和3年度以降の国民健康保険税について適用するものとしています。以上で議案第96号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程いただきました議案第97号についてご説明いたします。この改正はワイナリーリゾートタウン構想による町有施設の一体運営の協議が行われており、その協議に基づき必

要となる改正を行うものでございます。新旧対照表 1 ページをお願いいたします。第 4 条では、管理者の指定を教育委員会が行うこととしておりますが、これを町長が行うことに改正するものでございます。以下、各条文中で、委員会と規定されている箇所について、町長に改めるものです。第 6 条は、長期的な運営による効率化を図るため、管理の期間を 3 年以内から 5 年以内に延長する改正でございます。第 7 条では、指定の申請について、規定の整理を行うものです。3 ページをお願いいたします。第 13 条は、原則として休館日を設けないこととする改正となります。議案に戻っていただきまして、議案の 2 ページから 3 ページをお願いいたします。附則で施行日と経過措置を定めております。管理者の指定に関わる第 4 条、第 7 条、第 8 条については、議決後公布の日から施行し、その他は、令和 3 年 4 月 1 日からの施行となります。また、施行日前に行われたカヌーの里の管理に係る手続等については、この条例により行われたとみなすこととしております。以上で、議案第 97 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

上程いただきました議案第 98 号、美郷町分収造林条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。この改正の趣旨でございますが、令和 3 年 1 月末から契約が満期を迎えるのにあたり、現行の美郷町分収条例は、収益分収のみが規定されているため、将来にわたり収益が見込めない分収造林地についての造林木及び造林木以外の地目の取り扱いを明記するものでございます。おそれ入りますが、新旧対照表をお開きください。改正案として、美郷町分収造林条例の一部に削除するもの 1 点、条文にただし書きを追加するもの 1 点、本則に 1 条を追加するもの 1 点の計 3 件でございます。1 点目、一部削除につきましては、現行の本則第 8 条からは、分収林特別措置法という文言が明記されていないため、第 7 条 1 項中丸以下、(法。)丸を削除するものでございます。2 点目に、現行の本則第 15 条の条文に、ただし書きを追加するものでございます。理由としましては、第 15 条では、収益が見込めない場合の造林木の処理方法が規定されておりませんので、第 15 条に、ただし書きで収益が見込めないと認めるときは、造林木の売り払いを行わず、分収しないことができる規定を追加するものでございます。これに関しまして、3 点目に本則に土地の返還などに関する 1 条を追加するものでございますが、現行の条例では、町が土地所有者へ変更する際の土地の形状や造林木及び造林木以外の樹木の取り扱いが規定されていないことから、本則第 17 条の次に第 18 条を追加し、第 1 項には町が土地の返還の際に契約時の土地の原状回復の義務が必要ないことを規定し、第 2 項に地上権消滅後の造林木及び造林木以外の樹木の所有権が、土地所有者に帰属する規定を追加するものでございます。議案に戻りまして、2 ページをお開きください。附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとしております。以上で議案第 98 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

次に、議案第99号から議案題104号までの予算案6件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第99号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第12号について、ご説明を申し上げます。本補正は、土木費における国庫補助金の交付金が減額確定したことによる要求額の減を初め、職員の期末手当の減額、コロナ禍における移動自粛に伴う旅費、費用弁償、また、学校等のバスの運転手数料など減額で減額予算というふうになっております。このことから、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7566万円を減額し、93億2943万3000円とするものでございます。主なもの、予算事項別明細書の内訳により、歳入の方から説明をさせていただきます。予算書8ページの方、議案書8ページの方をお願いします。2歳入です。中段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金です。説明欄にあります最上段、障害者自立支援給付費負担金。こちらは令和1年度実績に伴う同額90万でございます。一段挟みまして、児童扶養手当給付費負担金、これは本年度の見込みによる減でございますして160万円を減じております。一番下の障害児サービス給付費、こちら昨年、令和1年度の実績に伴います国庫金の増でございます。100万を増額しております。次ページをお願いします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金、都賀西都賀行線、橋梁長寿命化等ですね、国の国庫交付金の減額のため、1591万5000円減額の補正をしております。目5総務費国庫補助金でございます。過疎地域等自立支援活性化推進交付金。これは、定住促進住宅整備の取り止めに伴いまして880万の減額、また特別定額給付金給付事業の補助金。これは本年度ございましたが、実績に伴いまして160万の減額でございます。款15県支出金、項1国庫負担金、目1民生費県負担金、先ほど障害者の自立支援給付費等の県補助金ですね、国庫補助金に伴いまして、県補助金のそれぞれの令和元年度の実績に伴います増でございます。その下、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金です。説明欄に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金。こちらは、この度、国からですね、保育園等にですね、コロナ対策のために交付金等が支給されるもので、161万円増額をしております。その下、目4、農林水産業費県補助金です。説明欄にあります強い農業担い手づくり総合支援交付金。こちらは、7月災害復旧の実績による見込の減でございます。461万3000円を減額しております。その下、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金。こちら国からの100パーセントの交付金事業でございます。ため池廃止事業に歳出の方で充てるというところで、また歳出の方で説明させていただきたいと思っております。10ページの方をお願いします。款15県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金

です。説明欄、定住促進賃貸住宅建設補助金。こちら事業の皆減に伴いまして2000万の減額をしています。1段置きまして、款17寄附金、項1寄附金、目2指定寄付金です。がんばれ美郷町指定寄付金、こちらは見込みによります増額を1500万こちらで計画をしております。その下、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金です。財政調整基金繰入金につきましては、全体の事業費の縮小、皆減等に伴いまして、調整減として2354万円減額をしております。11ページお願いします。款18繰入金、項2基金繰入金、目14地域振興基金繰入金。説明欄、地域振興基金繰入金ですが、関係人口、創出プロジェクト事業、こちらの方、今年度取りやめたということで300万円を減額しております。一段置きまして、款21町債、項1町債、目1総務費でございます。過疎対策事業債、こちら1450万減額をしてありますが、定住促進賃貸住宅建設の取り止めに伴う減でございます。その下、目5土木債、説明欄、過疎対策事業債。こちらは橋梁長寿命化の事業の縮減によりまして670万円事業債の方を減額しております。その下、公共事業債、公共事業等債です。350万円減額をしています。都賀西都賀行線及び田水線の事業縮減に伴います事業債の減額でございます。続きまして、歳出の方お願いします。12ページです。一段置きまして、二段目、款2総務費、項1総務管理費、説明欄にあります003特別定額給付金事業、これも、先ほどの歳入と同額でございますが、実績に伴います160万円の減額です。目2文書広報費、説明欄002広報費です。事務業務委託料600万円増額をしてありますが、こちらは関係人口、先ほど関係人口創出事業の組み替えということで、このたび新たにこちらの方事業を計画をしています。内容につきましては、ライブカメラおよび雲海予報サイトの構築、こちら77万円、そして新たなIP告知端末とのスマホとの連動サイト構築、こちらを110万円、またライン等のSNS連携、こうした情報発信の初期の費用としまして236万5000円。そして、ホームページ等ですね、少し改良を加えるということで176万5000円。これを合わせて600万円を組み替えとして、事業費として上げさせていただいております。その下、目5財産管理費、説明欄001でございます。財産管理費、こちらは、先ほどの歳入でありました1500万の増額を見込みましたふるさと納税の見込み額に伴いまして、こちらの報奨金、これは返礼品の見込額でございます。450万円の増額、また、返礼品の発送見込み増としまして、通信運搬費で234万5000円、13ページに行きまして、説明欄に事務業務委託料。こちら、ふるさと納税のポータルサイト、こちらの方がですね、事業料が大きくなるということで331万3000円の増でございます。そして、基金元金積立金、先ほど歳入に上げましたふるさと納税に伴う1500万をこちらに計上しております。その下、002庁舎管理費、燃料費、光熱水費、リース料、燃料費、リース料につきましては、この度、庁舎の空調機更新に伴いまして、代わりに暖房器具等ですね、配置、リース、そして係る燃料費を増額で90万、36万9000円、それぞれ増額をしています。代わって、光熱費、電気代の方は減額となるということで40万円減額をしております。目6企画費でございます。説明欄002定住推進費、こちら、歳入の方でもお話しました関係人口創出事業の皆減ということで600万円減額でございます。

少しページを飛びまして、16ページをお願いします。16ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3障害者福祉費でございます。説明欄001障害者福祉費でございます。法定の規定による扶助につきましては、障害児サービス並びに療養介護費のですね、実績見込みの増が見込まれることから、495万円の増額でございます。その下、返還金につきましては、同事業のですね、前年度のですね、特に自立支援給付費の国分の返還額が80万6000円生じることから、この度、計上させていただきました。その下、目4老人福祉費でございます。説明欄001老人福祉費、他会計繰出金、こちらはですね、後期高齢者の特別会計の方でございます、歳入ございましたので、こちらから一般会計からの繰り入れを528万2000円減額をするものでございます。次ページの17ページ、お願いします。下段、款3民生費、項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費です。001児童福祉総務費です。額は153万5000円の増額でございますが、こちらは保育園分のコロナに対する支援ということで、消耗品のところにつきましては13万5000円の増額、これは感染症予防品の整備、そして、庁用機械器具費ですね、次亜塩素酸ですね、噴霧器をですね、準備するということで、こちらの方17万6000円、また補助金124万8000円、こちらは保育園、2つの保育園にですね、50万1000円、また子育て支援センターに24万5300円ですね、この度のコロナ対策の補助金として計上させていただきました。目2児童手当費です。001児童手当費、こちらは法律の規定による扶助、先ほど児童手当の増額を国庫補助金のところでお示しさせていただきましたが、対象者精算に伴います増で123万円の増額でございます。その下、目3母子福祉費、説明欄002児童福祉手当費、こちらは受給者の転出並びに受給権の停止等による減額でございます、480万円を減額をしております。次ページ18ページお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。説明欄002保健対策費79万円減額しております。報償費そして医薬材料費手数料、こちらは、コロナ禍における事業の中止に伴いますものでございます。特に主に保険班長会だとかですね、そういった開催を見送ったためです。次、少し飛びまして20ページお願いします。款6農林水産費、項1農業費、目2農業総務費でございます。説明欄002農業施設管理費です。この中に、測量費設計費、測量設計費等委託70万円。そして工事費、こちら70万円増額と減額とありますが、榎の前水路安全対策事業の測量設計に係る費用が少し増額になりましたので、工事費と組替えをして計上させていただいております。目3農業振興費でございます。説明欄001農業振興費補助金576万6000円減額をしております。7月災害の復旧事業、これ実績の見込みによる減に伴いまして減額をさせていただいております。一番下の説明欄025経営所得安定対策制度関係事業費でございます。これは、コロナ禍での水田園芸事業者への緊急支援として100万円をこの度増額で計上しております。21ページをお願いします。款6農林水産業費、項1農業費、同じく目5農地費でございます。説明欄009農業水路等長寿命化防災減災事業でございます。これはため池廃止事業2カ所でございます、浜原の南谷ため池1と2、こちらの事業費、測量設計委託600万円、100%の国庫補助ということで、計上させていただいております。その下、

款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費です。説明欄001林業振興費でございます。林業振興費は134万6000円増額ですが、特に報償金、こちらですね、イノシシの捕獲頭数の増に伴いまして、この度予算よりも300頭増やした金額、300頭掛ける6000円で180万こちらの方を計上させていただいております。次ページ、22ページをお願いします。同じく林業振興費でございます。003林業事業費の中のこちら測量設計委託費60万、工事請負費60万、それぞれ同額を組み替えをしておりますが、林道新造寺線ですね、測量設計において工種比較による設計費の増ということで、組み替えをさせていただいております。そして、その下、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費でございます。003町民カード利活用事業ということで、事業自体115万4000円増額になっております。この度、事業主体をですね、町主体からですね、この事業につきましては、商工会主体の事業ということで、別の経済産業省のですね、事業費も組み入れることから事業展開をすることで、もともと予定をしておりました事務業務委託料、こちらをですね、減額を1637万8000円さしていただきまして、補助金をですね、929万5000円。また直接事業の全体からは、先ほど言いましたように、経済産業省の事業の関係で、補助金自体は商工会の方に行くということで、その差額として補助金を上げております。ただ、若干、事業全体としましては、導入システムの兼行に伴いまして事業費が増えていることから、115万4000円を全体としては上がっているということで、計上させてもらってます。以上です。その次、23ページをお願いします。款7商工費、項1商工費、目3観光費です。001観光費、こちら手数料ですね、ここ29万7000円ございますが、美肌県美肌町の商標録の手数料として、この度29万7000円増額で予算計上しております。その他、負担金、最下段でございます。78万4000円の減額については、コロナ禍における島根ふるさとフェア等による事業中止によって減額ということでございます。次ページ24ページをお願いします。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費でございます。国の交付金の減額に伴いますもので、001道路新設改良費につきましては、全体で652万1000円の減額。都賀行宮内線他6路線でございます。手数料につきましては、このうち生活関連道路としまして、久保線で、役務費として200万円を減額をしております。工事費につきましては、都賀行宮内線において241万7000円。また久保線の改良に200万の減額。そして都賀西都賀行線につきましても、804万8000円の減額。二タ合谷線につきましても350万の減額。田水線につきましても123万2000円の増額。奥山線につきましても397万6000円の減額。そして久保線につきましても、300万円の増額というふうな増減の中で、工事費の方は1571万1000円を総じて計上しております。土地購入費につきましては、久保改良線で公有地の取得の為100万円増額、そして、田水線につきましても10万円減額。奥山線につきましても22万7000円の増額。同じく生活関連道路整備の久保線につきましても50万円の減額。こうしたところで土地購入費としましては62万7000円。そして、補償費、全体としましては1066万8000円増額でございますが、都賀行宮内線につきましても、241万7000円の増額。久保線改良に

つきましては100万円の増額。都賀西都賀行線につきましては50万の増額。二タ合谷線につきましては350万の増額。奥山線につきましては375万1000円の増額。生活関連道路整備の久保線につきましては50万の減額と、ここを総じて1066万8000円の増額を計上しております。続いて、目4橋梁維持費でございます。001橋梁維持費、測量設計費、工事請負費、補償費それぞれ1200万、400万、400万。これも国の交付決定額に伴います事業縮減に伴います減額でございます。続いて25ページをお願いします。中段、款8土木費、項2住宅費、目2住宅建設費でございます。説明欄001、住宅建設費、測量設計委託料191万円。工事請負費1760万。土地購入費650万。補助金5000万。全て定住促進賃貸住宅建設の申込がなかったということと、中国電力の宿舎を改良するというので、定住促進住宅整備事業、こちら事業の取り止めということで、総じて7601万円を減額をしております。次ページ、26ページをお願いします。款9消防費、項1消防費でございます。説明欄003防災拠点整備事業費。こちら消耗費庁用器具費それぞれ計上してございますが、この度、太陽光パネルの整備のため自家用工作物点検に係る作業の防護服等を購入すると、またそれに係る測定器をですね、を購入することで9万1000円と50万円をこちらで計上をしております。1つ飛びまして、27ページをお願いします。款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費でございます。説明欄につきましては、前ページに書いてあります002新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策費としましてありますが、説明欄002の27ページの方で、工事請負費と機械器具費、工事請負費455万2000円、機械器具費は352万1000円の減額。これにつきましては、小学校の裏の整備、ギガハイスクールの関係で、LAN整備において、この度、通信電気工事の請負への事業の返還で、予算の組み替えを行うものです。要するに工事費、機械器具費でやるものを工事費の方に少し全体の事業費を組み替えをさせていただいております。事業自体は、全体では少し少なくなります。以降の事業の中で全体の組み替えとして調整をさせていただいております。その下、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、001学校管理費です。こちら手数料128万6000円減額でございますが、バスの部活動とか各種大会等のですね、バスの運転代行料、こちらが、コロナ禍中において非常に少なくなったということで、128万6000円減額をしております。目2教育振興費でございます。説明欄001教育振興費補助金147万7000円減額は、これは各種、全国大会また中国大会の中止に伴います減額でございます。その下、中学校と同様、003は新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策事業対策費としまして、小学校の理由と同じようにですね、中学校のギガハイスクール構想に伴いますLAN整備について、通信電気工事での請負への変更ということで、予算の組み替えでございます。工事費、工事請負費を314万4000円増額、機械器具費を179万4000円の減額でございます。歳出の方は以上でございます。続いて、戻っていただきまして第2表の地方債でございます。地方債につきましては、5ページの方をお願いします。上から5段目ですね、定住住宅改修事業債、これは事業の取りまとめによりまして1450万の限度額を取り止めしましてゼロ円と、また中ほどにあります道

路整備事業債、1億6640万円を1億5620万円。これにつきまして、先ほど来のご説明させていただきましたように、道路事業の縮減ということで1020万減額をしました。合計としましては、16億9180万円で、2億4700万円減額いたしました。なお起債の方法、そして利率、償還の方法については変わりはありません。以上で、議案第99号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第100号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ81万9000円増額しまして、歳入歳出予算の総額を2億1292万3000円とするものでございます。主な理由につきましては、測量設計と委託費の増額でございます。6ページをお願いいたします。2歳入、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。説明欄にございますとおり、運転公債費分81万9000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1上水道費、項1、目1とも簡易水道事業費。説明欄にございますとおり、期末手当2万円の減、共済組合負担金4000円の減ということで、測量設計等委託費、こちら潮のボーリング調査の委託でございますが、これが84万3000円の増ということで、合計81万9000円の増額でございます。以上で議案第100号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして議案第101号令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1101万8000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億3011万4000円とするものでございます。主な理由は工事請負費の減額でございます。7ページをお願いいたします。上段の表、2歳入、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金。説明欄にございますとおり、公共下水道補助金600万円の減額でございます。中段の表、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金100万円の増でございます。集落排水繰入金が1万8000円の減でございます。合計98万2000円の増額となっております。下段、款6町債、項1町債、目1下水道債。説明欄にございますとおり、下水道事業債600万円の減額でございます。8ページの方をお願いいたします。上段の表、3歳出、款1下水道費、項1公共下水道事業費、目1特定環境保全公共下水道事業費。説明欄にございますとおり、修繕費でございます。こちら球場前のマンホールポンプの修繕ということで100万円の増額でございます。目2特定環境保全公共下水建設事業費、説明欄にございますとおり工事請負費、こちらはスクリーンユニットの更新工事でございますけども、こちら1200万円の減額となっております。合計が1100万円の減額でございます。下段の表、款1下水道費、項2、目1とも農業集落排水施設事業費。説明欄にございますとおり、期末手当が1万3000円の減、共済組合負担金5000円の減、合計が1万8000円の減額でございます。戻って

いっていただきまして、4ページの方をお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。起債の目的は、公共下水道事業債補正前の限度額2400万円、補正後の限度額1800万円、600万円の減額でございます。先ほど説明いたしましたスクリーンユニットの更新工事確定に伴います減額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。以上で、議案第101号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第102号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万4000円を減額し、予算総額を6億7642万7000円とするものでございます。補正の主な理由でございますが、人件費の減額によるものでございます。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1万4000円の減額でございます。先ほど申し上げましたように、歳出の方で人件費が減額となったことに伴いまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。続きまして7ページ、歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。補正額1万4000円の減額でございます。説明欄にございますように、期末手当3万4000円の減額、共済組合負担金2万円の増額を計上しております。その下にあります項2徴税费、目1賦課徴収費では説明欄にありますように印刷製本費1万円の減額、通信運搬費1万円の増額を計上しております。以上で、議案第102号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案103号、令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。まず7ページの歳出をご覧ください。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。節3職員手当5万4000円の減、4共済費2000円の減でございます。これは、前回の議会で承認いただきました職員の期末手当の減給に伴うものでございます。診療所の職員分の期末手当5万4000円の減と、共済組合負担金2000円の減となっております。それに伴いまして6ページの歳入についてご覧ください。歳出に伴いまして、款2繰入金、項1他会計繰入金、1一般会計繰入金でございますが、これが5万6000円の減となりますので、繰入金は4183万7000円となります。そこで一番最初のページに戻っていただきまして、歳入歳出予算の補正としましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ5万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8243万8000円として計上させていただきました。ご審議のほど、

よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第104号、令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ85万7000円を追加し、予算総額を1億9316万2000円とするものでございます。今回の補正の主な理由でございますが、令和元年度後期高齢者医療療養給付費市町村負担金の精算に伴う還付が生じたことによる繰入金の減額、個人所得課税の見直しに対応するためのシステム改修に伴う一部事務組合負担金の増額による補正などがございます。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額15万円の増額でございます。こちらは、システム改修費に対する国からの補助金でございます。続きまして、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金528万2000円の減額でございます。詳細につきましては、歳出のところでご説明させていただきます。続きまして、款7諸収入、項4雑入、目3雑入598万9000円の増額でございます。こちらは、令和元年度分の療養給付費市町村負担金の精算に伴う広域連合からの還付金でございます。続きまして、7ページの歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1万2000円の減額でございます。こちらは説明欄にございますように、期末手当1万円の減額、共済組合負担金2000円の減額によるものでございます。続いて、項2徴収費、目1徴収費、73万6000円の増額でございます。こちらは、システム改修に伴う邑智郡総合事務組合の負担金の増額によるものでございます。次でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1保険料等負担金、補正額13万3000円の増額でございます。こちらは令和元年度保険料等負担金の精算に伴う追加負担分として計上させていただいております。続きまして、目2療養給付費負担金では、先ほど歳入のところの説明申し上げました令和元年度分療養給付費市町村負担金の精算に伴う広域連合からの還付金と一般会計繰入金との財源更正を行うものでございます。以上で、議案第104号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

次に、議案第105号から議案第106号までの一般事件案2件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総課長

上程いただきました議案第105号、財産の取得について、ご説明申し上げます。取得いたします財産は、内水排除用エンジンポンプ5台で、取得金額は1195万7000円でご

ございます。内容につきましては、令和2年11月27日に指名競争入札を行い、指名業者は5社、入札参加者は山崎教具店、スエヒロ島根営業所、出雲ポンプ、吉谷、クマヒラセキュリティ松江支店以上5社でございます。落札者は、松江市東旭町233番地4、株式会社吉谷、代表取締役 長見秀男で落札金額は消費税込みで1195万7000円。仮契約は、令和2年11月27日に締結しております。納期限は、本議決日の翌日から起算して111日目に当たります令和3年3月31日でございます。この内水排除用エンジンポンプ5台は可搬式であり、平時は美郷町防災センターで保管し、出水期には吾郷、浜原、都賀本郷の各地区に配備いたします。以上で議案105号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程いただきました議案第106号、財産の取得についてご説明いたします。取得する財産は、美郷町内小中学校教室用電子黒板16台で、取得金額は906万4000円でございます。学校への電子黒板整備については、平成22年度に全ての教室に55型デジタルテレビを配備しておりますが、既に10年が経過しているため、この度、各校の普通教室と理科室について65型タッチスクリーンの電子黒板に更新するものでございます。邑智小学校の普通教室分は、既に更新を終えているため理科室のみで1台、後の3校については、普通教室と理科室分で大和小学校7台、邑智中学校4台、大和中学校4台の計16台でございます。令和2年11月27日に指名競争入札をいたしました。入札参加者は、有限会社山崎教具店、株式会社大川清風堂、日原文具店の3者でございます。落札者は、島根県邑智郡美郷町別府106の7、有限会社山崎教具店、取締役 山崎勝司。落札金額は824万円で、消費税82万4000円を加えた金額906万4000円が取得額でございます。令和2年11月30日に仮契約を締結しており、納入期限は令和3年2月26日を予定しております。以上で議案第106号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

●佐竹議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は3日に日程をとりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は3日木曜定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

また、この後11時からこの場におきまして、全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

(散会 午前 10時 43分)